

海洋基本計画に対する意見

2007.12.20

海洋基本法フォローアップ研究会

1. “広大な海域を基盤とする開かれた海洋国家”を海洋基本法第 1 条の「新たな海洋立国」の中心コンセプトとして海洋基本計画を策定する。

国連海洋法条約の下でわが国は、広さ 447 万 km²、世界第 6 位の 200 海里の海域を管理する「海洋国家」となった。これらの海域がもたらす、食料・エネルギー・鉱物等の資源、海洋空間、海洋環境、並びに安全保障は、わが国の経済発展と国民生活にとってきわめて重要であり、とりわけ、海洋・海底資源の開発による経済安全保障の確立は「わが国の真の自立」と「将来世代への責任」の観点から大きな意義がある。わが国は、これらを国家の発展基盤とする海洋立国を目指すとともに、国際的協調と国際協力に努めていくこととする。

そのため、本年を「新たな海洋立国」の船出の年として、戦略的な海洋基本政策を樹立し、国内法制度を整備し、関係予算を十分に確保して、全力を挙げて取り組むこととする。

2. 「海洋の総合的管理」を確立し、これにより以下の施策を展開する。

○ 海洋の総合的管理のために横断的・総合的な体制及び法制を整備し、予算を確保する。

- ・ 本部の海洋政策一元化機能の強化の一環として、海洋基本計画の具体的実施に向けたプログラム策定のための検討委員会設置、FS 等の実施
- ・ 関連国内法制の整備（領海の保安、排他的経済水域等の開発・利用・保全・管理等、沿岸域の総合的管理、領域警備と国際海上交通の安全確保等）
- ・ 予算の確保（海洋関連予算の確保、総合海洋開発プロジェクト調査調整費の新設、エネルギー特別会計制度のあり方を含め海洋鉱物資源の探査開発に関する財源確保策の検討等。本格的予算は海洋関係省庁から平成 21 年度概算要求する）

○ 海洋に関する施策の策定・実施に必要な海洋調査の推進と海洋情報の管理に取り組む。

- ・ 海洋の調査観測および海洋情報の整備にかかわる国家戦略の策定
- ・ 海洋情報・データの管理機能の強化
- ・ 宇宙を含む統合された海洋調査・観測・監視システムの構築
- ・ 海洋情報インフラの整備

○ 広大なわが国の排他的経済水域・大陸棚の開発・利用、保全等に全力を挙げる。

- ・ 海洋資源の探査、開発、利用の推進（石油ガス・エネルギー資源/鉱物資源/熱水鉱床/水産資源等）
- ・ 海洋空間の利用と海洋環境の保全の推進（海上交通、多目的洋上基地、沖合養殖、海洋保護区等）

○ 国際社会の重要課題である地球温暖化対策に鋭意取り組む。

- ・ 地球温暖化に関する科学的研究の推進（海洋の CO₂ 吸収メカニズム、地球温暖化が海洋の基礎生産力に与える影響等）

- ・地球温暖化対策に関する研究開発の推進(猛暑・集中豪雨・豪雪等の予測、CO₂の海底貯留等)
- ・沿岸域および沖ノ鳥島等の離島の海面上昇対策の推進

○ 海域国家の重要基盤である沿岸地域と離島の保全・整備に取り組む。

- ・地域を主体とした沿岸域の総合的管理の推進
- ・陸域からの汚染負荷削減の推進
- ・海の生態系の構造や物質循環の機能に着目した閉鎖性内湾・内海の管理
- ・過疎・高齢化の進む沿岸農漁村・離島の保全、交通の確保等
- ・管轄海域の拠点となる無人島の管理、保全・利活用等
- ・防災・安全対策等の推進

○ わが国の経済及び生活を支える海上輸送の確保を図る。

- ・日本籍船・日本人船員の確保
- ・トン数標準税制の導入
- ・船員等の海上技術者・専門家の育成・確保
- ・海上交通網の拠点の整備
- ・マラッカ・シンガポール海峡など海上交通路における航行安全対策等の推進

○ わが国の平和、安全および海上の安全、治安を確保する。

- ・領海の秩序維持および安全確保のための体制整備
- ・周辺海域および国際海上交通の安全確保のための仕組み・体制作り

○ 海洋の開発、利用、保全等に不可欠な海洋産業について国を挙げてその振興を図る。

- ・先端的な研究開発、技術の高度化、人材育成、競争条件整備、及び新規事業開拓等
- ・在来型産業振興(海運、水産、海洋工事等)、先端型産業振興(海洋調査、資源・エネルギー、環境等)
- ・産業間の協力・調整の仕組み作り(漁業共生型プロジェクト等)
- ・地域の経済基盤となりうる海洋新産業の創生

○ 海洋管理の基盤となる海洋科学技術の研究開発を推進する。

- ・新海洋科学技術開発プログラムの創設(オーシャン・インセンティブ 21)
- ・海洋の基幹的技術開発の推進および船舶や先端的研究施設等の計画的整備・運用

○ 国民の理解と関心を深めるとともに、海洋政策の課題に的確に対応できる人材を育成するため、海洋教育の充実を図る。

- ・国民、とくに青少年の海への関心を高めるための学校教育・社会教育の推進
- ・大学等における海洋に関する学際的、および基礎的・先端的な教育研究の充実
- ・人材育成への民間資金導入の仕組みの検討

○ 海洋秩序先導と国際協力を推進する「海洋外交」を積極的に展開する。

- ・海洋関係国際会議への積極的参加、並びに官学民連携による海洋に関する非公式な協議への参画とネットワークの形成
- ・公海における航行の自由、国際海峡における通過通航や領海の無害通航の確保
- ・わが国周辺海域における海洋の開発、利用、保全等に関する国際協力の推進
- ・アジア諸国、太平洋島嶼国等の海洋管理の取り組みに対する国際協力の推進
- ・海洋調査、海洋情報の利用に関する国際協力の推進
- ・国際海洋科学技術研究プロジェクトへの積極的な参加協力